

建設工事に係る業務委託履行期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）実施要領

1 目的

台風 19 号に伴う災害復旧を速やかに実施するため、業務開始時期・業務完成期限等が特定されない業務委託の発注にあたって、あらかじめ当該業務の履行期間の始期日を選択できる「履行期間始期日選択可能期間」を定めることにより、受注者の計画的かつ効率的な業務の履行を促進するものとする。

2 対象業務

前記 1 の「特定されない業務委託」とは、予定価格 100 万円以上の業務で、上記目的の主旨を踏まえ、発注者が必要と認めた業務とする。

3 工期等の設定

(1) 履行期間始期日選択可能期間

契約日の翌日から業務開始期限までの期間をいうものであり、当該期間は後記(2)の履行期間のおおむね 30 パーセント以下、又は 60 日を越えないものであること。

ただし、債務負担行為（ゼロ国債、ゼロ県債等）に係るものについては、履行期間にかかわらず 90 日以内とすることができる。

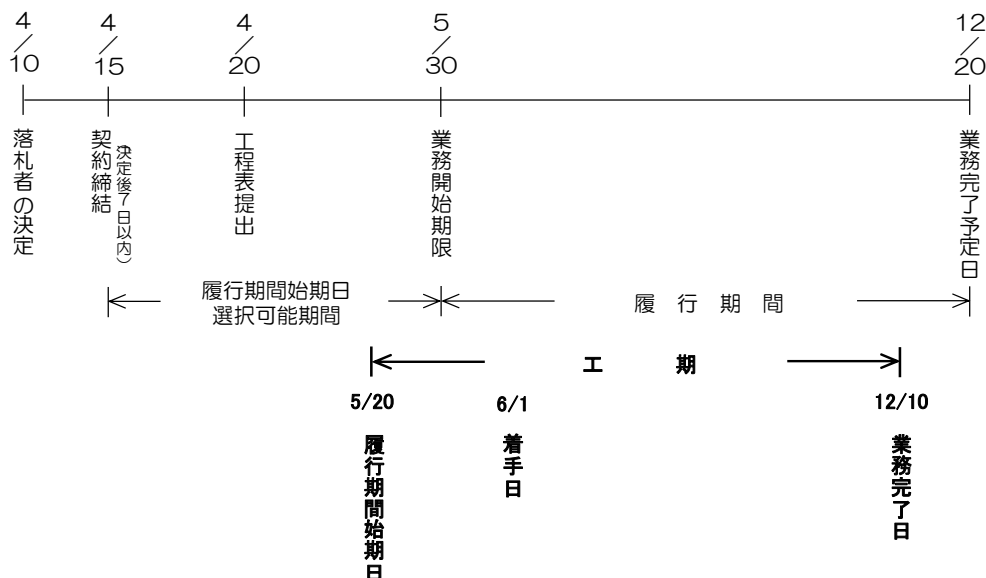
(2) 履行期間

設計図書等に定められた業務開始期限から業務完了予定日までの期間。

(3) 工期

契約締結時に受注者が履行期間始期日選択可能期間内において選択した業務開始日からの履行期間。ただし、受注者の申出によって履行期間を短縮することができる。

(参 考 例)



※履行期間始期日から 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出
※履行期間始期日から 15 日以内に業務に着手（初回打合せ）

4 前払金の取扱い

前払金の取扱いについては、業務委託契約書に定めるところにより行うものであるが、請求は履行期間始期日からできるものとする。

5 その他

(1) 起工伺いの取扱い

ア 起工伺いの「施行上の注意」欄に「フレックス工期契約制度」と朱書きすること。

イ 起工伺いは、「履行期間始期日から○日間。ただし、業務開始期限は令和〇〇年〇月〇日」と記載すること。

(2) 入札公告等の取扱い

ア 入札の実施についての入札公告の「工期」欄に「(○) ただし、この業務は「フレックス工期契約制度」により発注しますので、業務開始期限は令和〇〇年〇月〇日です。」と記載すること。

また、「支払条件」欄に「(○)ただし、前払請求は履行期間始期日からできます。」と記載すること。

イ 入札の執行の際は「当該業務はフレックス工期契約制度の適用業務である。」旨を告げること。

(3) 業務委託契約書の取扱い

ア 業務委託契約書の工期には、前記 3 (3)の工期を記載すること。

(参考)

工 期 自 令和〇〇年〇月〇日

至 令和〇〇年〇月〇日

イ 業務委託契約書に「ただし、請求は履行期間始期日からとする。」を記載すること。

(4) 共通仕様書に係る取扱い

ア 業務計画書の提出は、「契約締結後」を「履行期間始期日から」に読み替えるものとする。

イ 業務の着手は、「契約締結後」を「履行期間始期日から」に読み替えるものとする。

(5) 建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札 入札心得に係る取扱い

ア 業務計画書の提出は、「契約締結後」を「履行期間始期日から」に読み替えるものとする。

イ 第 23 条（業務の着手）の「契約締結後」を「履行期間始期日から」に読み替えるものとする。